

鎌倉市立西鎌倉小学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月

鎌倉市立西鎌倉小学校

## 【学校教育目標】

「自ら学ぶ意欲と豊かな心を持ち、仲間と、地域と、自然と共に、たくましく生きる児童の育成」

(めざす子ども像・重点目標を以下のように設定している。)

### ◎めざす子ども像

に…にこやかでさわやかな子

し…しんせつで思いやりのある子

か…考える力をみがく子

ま…まじめでつよくたくましい子

### ◎重点目標

- ※ けじめのある生活態度で挨拶ができ、思いやりのある児童の育成をめざす
- ※ 「共に生きる」を基軸に、思いやりのある児童の育成をめざす
- ※ 安心して学び、生活できる安全な学校づくりをめざす

## 1. いじめに対する考え方・基本姿勢

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態

#### \*心理的いじめ

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

#### \*物理的いじめ

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

## (2) 基本姿勢

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの判断は慎重に行われなければなりません。いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応していきます。いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組めます。

本校のすべての児童にとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し、いじめの防止に取り組めます。また、関係機関や教育委員会との連携も密にし、児童一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、「いじめのない学校」を目指します。

## 2. いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識をもち、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組めます。未然防止のために、児童たちが、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていきます。また、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を作り学校全体に醸成していきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを念頭に置き、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に対応します。日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。

定期的にアンケート調査や個人面談（教育相談）を実施し、児童や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えます。そして、児童や保護者が日頃からいじめについてだけでなく、様々な相談をしやすい関係づくり、雰囲気作りに努めます。

### (3) いじめに対する処置

児童がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行なうとともに、児童への支援・指導を迅速かつ適切に行います。

校長、教頭、学級担任、児童支援専任教諭、養護教諭及び教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、担任等が孤立したり、一人で情報を抱え込んでしまったりすることのないよう、組織としてきめ細かい対応をしていきます。いじめを受けた児童を最後まで守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。

- いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、迅速かつ適切に対応をします。
- 教職員がいじめに係る相談や通報を受けた場合には、速やかに校内で共有し、いじめ防止対策委員会を開き、今後の方針を検討します。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解決に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携のもとで取り組みます。
- いじめが解消している状態に至ったと判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童に対して、日常的に注意を払い、再発防止に努めます。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。
  - ①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
  - ②対象児童が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛

を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### (4) 家庭との連携

- 児童がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談・通報する窓口の周知を図ります。
- いじめを受けた児童、いじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 家庭での児童の様子を見つめるために気を付けるポイントを周知する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

#### (5) 関係機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、適宜、外部専門機関等の協力を得て、対応策の向上を図る取組を進めます。
- いじめを受けた児童やいじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関等の協力を得るための連携を図ります。

#### (6) 地域との連携

- 保護者や地域住民と学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。
- 地域で児童を見守る人の輪を広げるため、交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の人々とふれあう機会を増やします。
- 鎌倉版コミュニティ・スクールも、学校がいじめに係る状況及び対策について情報共有するとともに、連携・協働による取組を進めることができるようにします。

#### (7) 学校評価における扱い

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

## 2. いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員のみで対応するのではなく、必要に応じて外部

専門家の協力も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

#### 【構成員】

校長、教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、学年児童指導担当教諭、養護教諭、児童支援専任教諭等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任を追加します。

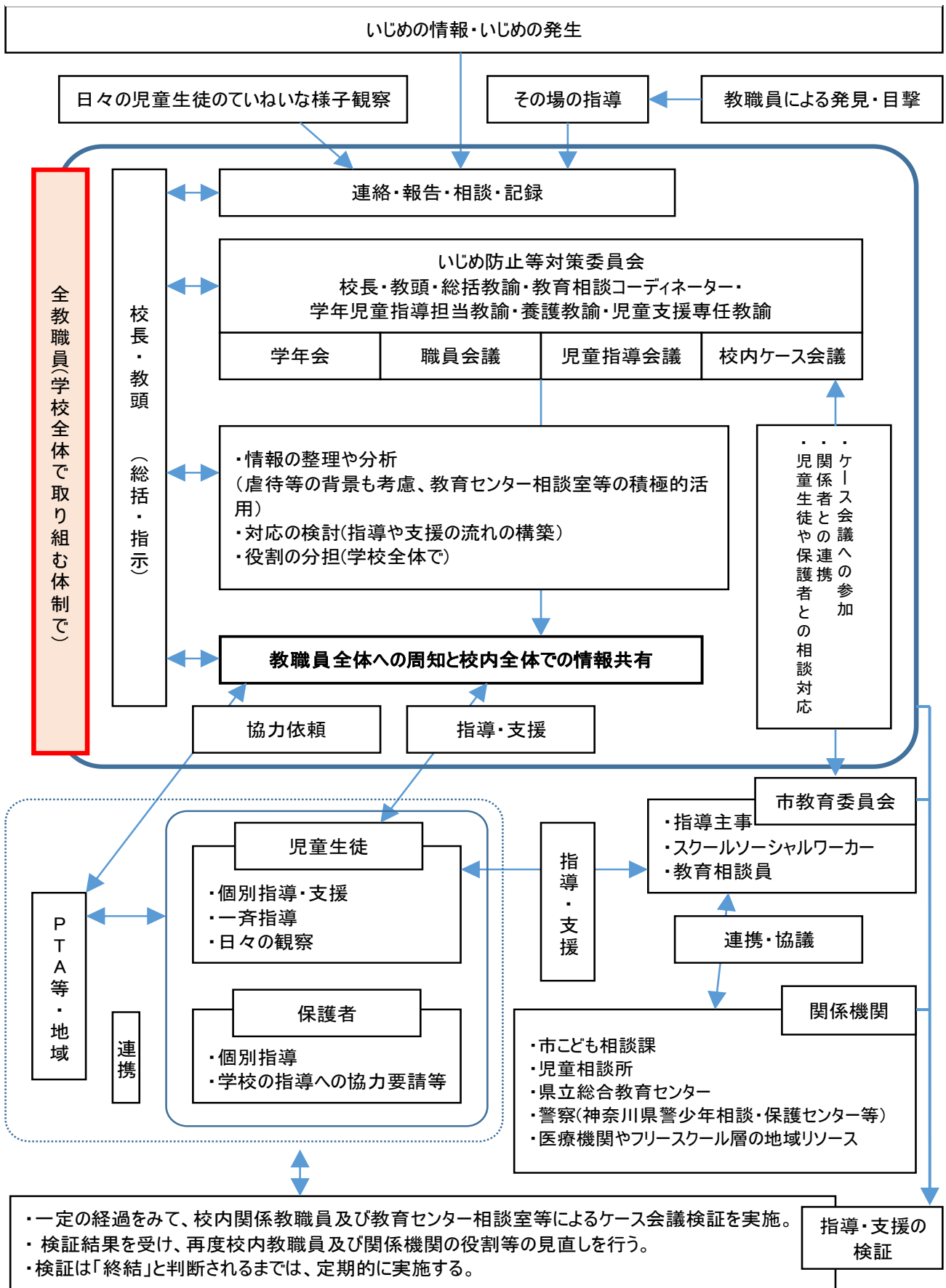
#### 【開催時期と内容】

いじめの事案が確認されていない場合でも、毎月開催する児童指導委員会の中で、児童の情報交換やいじめの兆候等の確認を行ないます。また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当します。

- いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- いじめの防止等の取組について、すべての教職員で共通認識を図る
- 児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口の担当は、担任又は児童支援専任教諭とする
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集し、記録する
- いじめの疑いのある情報があった際、学年会や職員会議を開催し、対応方針を決める
- 関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関する情報の迅速な収集及び調査
- いじめに関係する児童、保護者との連携を行う

# いじめ事案対応フロー図

迅速にいじめの状況を把握し、複数の教職員による「チーム」での対応していきます。全教職員が同じ姿勢で取り組むことができるよう、学校全体で支え合う指導体制で進めていきます



### 3. 重大事態への対処

#### (1) 重大事態とは

いじめの重大事態については、「疑い」の段階から速やかに教育委員会に報告し、市いじめ防止基本方針に則って対応する。（市基本方針「Ⅲ重大事態への対処」14 p及び「いじめの対応の流れについて」に基づく。）

#### いじめ防止等に向けた年間計画

月	取組・内容	備考
4	職員会議 (①・②・③) 学級懇談会 (④)	西鎌倉小での生活の指導、確認 西鎌倉小いじめ防止基本方針の確認 家庭状況及び健康留意点の把握 保護者との情報交換・共有
5	児童理解全体会 (①・②・③)	児童についての情報共有
6	学校生活ふりかえりアンケート (①・②・③) 個人面談 (②・③・④)	いじめの早期発見・早期対応につなげる 保護者との情報交換・共有
7		
8	職員研修 (①・②・③)	児童理解研修会
9	小中職員交流 (④)	児童生徒情報及び各校の課題共有
10	学校へ行こう週間 (④) 学級懇談会 (④)	児童についての情報共有 保護者との情報交換・共有
11	学校生活ふりかえりアンケート (①・②・③) 個人面談 (②・③・④)	いじめの早期発見・早期対応につなげる 保護者との情報交換・共有
12		
1	学校評価アンケート (④)	家庭・地域との連携
2	学校生活ふりかえりアンケート (①・②・③) 学級懇談会 (④)	いじめの早期発見・早期対応につなげる 保護者との情報交換・共有
3	いじめ防止基本方針の見直し (①・②・③・④)	取組状況進捗評価
年間	職員会議 (①・②・③) 児童指導委員会 (①・②・③) いじめ防止等対策委員会 (①・②・③)	児童情報共通理解 児童情報共通理解 いじめ事案確認等

※いじめ未然防止に関すること…① いじめ早期発見に関すること…②

いじめに対する処置に関すること…③いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関に関すること…④